

幹部隊舎の使用料の徴収について（通達）

昭和 46 年 7 月 19 日
陸 幕 会 第 100 号

改正 昭和 51 年 4 月 1 日陸幕会第 64 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
令和 3 年 3 月 26 日陸幕会第 372 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
（ 公 印 省 略 ）

（例規 16）

幹部隊舎の使用料の徴収について（通達）

標記について、幹部隊舎の使用料（以下「使用料」という。）は、毎月俸給支給の際、俸給支給額と相殺するものとし、異動のため退居する者に係る使用料は現金徴収するものとする。その事務処理要領は、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第 16—1 号（46. 2. 25））に定めるもののほか、下記により実施されたい。

なお、「幹部隊舎の使用料の債権管理等の事務処理について（通達）」（40. 4. 23 陸幕会第 72 号）は廃止する。

記

1 相殺の意思表示

資金前渡官吏は、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則第 11 条第 2 号に基づき債権発生（帰属）通知書を受領したときは、幹部隊舎の使用を許可された者（以下「債務者」という。）に対し使用料を俸給支給額と相殺する旨意思表示を行うものとする。

2 使用料に係る相殺決議書の作成省略

使用料に係る相殺決議書は、作成を省略するものとし、給与等控除金支払決議書の国設宿舍使用料の金額欄に、国設宿舍使用料に当該使用料を合算した金額を記載するものとする。

3 使用料の払込み

官署支出官又は資金前渡官吏は、俸給支給額と相殺した使用料を、幹部隊舎を管理する部隊等に係る歳入徴収官を宛先とした相殺額として振り替えるものとする。この場合において、資金前渡官吏が払い込むときは、国庫金振替書

の表面余白には「相殺額」と記載するものとする。

4 相殺額表の送付

官署支出官又は資金前渡官吏は、使用料を払い込んだときは、速やかに相殺額表を歳入徴収官に送付するものとする。

5 適用時期

この通達は昭和 46 年 9 月 1 日から適用する。